

住居表示検討委員会の公開及び委員の公募について

第1 委員会の公開について

- 1 委員会を開催するにあたっては、次の事項を記載した会議案内をホームページに掲載するものとする。
 - (1) 開催日時
 - (2) 開催場所
 - (3) 議題
 - (4) 公開・非公開の別
 - (5) 傍聴を認める者の定員（公開する場合のみ）
 - (6) 傍聴の申し込み方法（公開する場合のみ）
 - (7) 問い合わせ先
- 2 委員会の会長は、会議の一部又は全部の非公開を決定することができる。
- 3 会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。傍聴券は会議当日先着順に交付する。
- 4 会議を公開するときは、会議を傍聴する者に会議資料を配付するものとする。
- 5 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。傍聴者は会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合この限りではない。また、会議の運営に支障があると会長が認めた場合、傍聴者に対し会場からの退去を命じることができる。
- 6 会議録は確定後、ホームページに掲載する。

第2 委員の公募について

- 1 公募による委員は次に掲げる者を対象とする。
 - (1) 検討区域内に住所を有する18歳以上の者
 - (2) 検討区域内に所在する法人、商店の代表者
- 2 委員を公募しようとするときは、対象者、検討内容、募集の期間等を全戸配布ちらし及びホームページに掲載するものとする。
- 3 公募により委員となろうとする者の数は委員会で決定する。
- 4 公募により委員となろうとする者は、文書により委員会に申し出をし、その者の中から委員会が決定する。